

# 災害ADRの流れ

## ■申立サポートの申込

(弁護士が申立のお手伝いをします)

- ①金沢弁護士会紛争解決センターに電話  
(076-221-0242) または
- ②申込用紙を FAX (076-222-0242) ・ 郵送

弁護士による申立サポート (弁護士が内容確認の電話をいたします)

相手方応諾 (弁護士がサポートする制度もあります)

相手方不応諾の場合は終了

第一回あっせん期日 (弁護士が間に立つ話し合い)

第二回～あっせん期日 (回数はケースにより異なります)

和解成立

和解不成立

# 災害ADRの費用

■申立手数料…無料 (一般のADRでは1万円+消費税)

■成立手数料…原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を、あっせん人が定める負担割合に従って申立人と相手方で負担していただきます (一般のADRより低額です)。和解が成立しないときは発生しません。

解決金	割合
100万円以下の場合	4%+消費税
100万円を超え200万円以下の場合	2.5%+1万5000円+消費税
200万円を超え500万円以下の場合	1.5%+3万5000円+消費税
500万円を超え5000万円以下の場合	1%+6万円+消費税
500万円を超え1億円以下の場合	0.5%+31万円+消費税
1億円を超える場合	0.25%+56万円+消費税

※申込を希望する場合は下記申込用紙へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送してください。

金沢弁護士会紛争解決センター 御中 (FAX: 076-222-0242)

**★災害ADR申込用紙** (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他			

# 弁護士が和解をあっせんします (災害ADR)

5月5日以降の地震によって、建物が損壊したり、仕事に支障が出たりしたため、復旧・修繕、賃貸借、解雇や休業などでご近所や契約先・仕事先などとの間でトラブルが起きていませんか？

弁護士会の和解あっせん手続（災害ADR）は、民事上のトラブルについて、中立の弁護士があっせん人として当事者双方のご意見をよく聞いて、話し合いでトラブルの円満な解決をめざすものです。

災害ADRは裁判よりもスピードが速く、柔軟性のある解決ができます。  
東日本大震災や熊本地震の際にも、数多く利用されました。

災害ADRのご利用をご希望の方は、裏面の申込用紙をご利用ください。

## どんなときに使えるの？

令和5年5月5日以降の能登地方を震源とする地震が原因で発生したトラブルについて利用することができます。  
上記地震が原因であれば、トラブルの内容は問いません。

## 費用はどのくらいかかるの？

申立手数料は無料です。  
解決した場合には成立手数料が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。

## 時間はどのくらいかかるの？

申立て→手続開始→手続期日  
→双方が納得できる和解の順に、3ヶ月程度の早期解決を目指します。

## 金沢弁護士会紛争解決センター

住 所 石川県金沢市丸の内7-36  
電 話 076-221-0242  
(業務時間：9時～17時（土日祝日を除く）)  
FAX 076-222-0242

災害の現場に近い場所でも話し合いの手続を開く場合があります。  
遠慮なくご相談ください。